

和 指 第 7 4 9 号  
令 和 8 年 3 月 1 7 日  
( 2 0 2 6 年 )

各介護職員等処遇改善加算算定対象事業者 様

和歌山市長 尾 花 正 啓  
( 公 印 省 略 )

令和8年度介護職員等処遇改善加算の算定に係る計画書の提出について (通知)

平素は、本市の介護保険行政の推進につきまして、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和8年度介護職員等処遇改善加算を算定する場合は、以下のとおり計画書の提出が必要となりますのでお知らせいたします。

なお、令和8年度介護報酬改定により令和8年6月算定分から処遇改善加算の拡充が行われることとなりました。また、従前のサービスに加え、処遇改善加算の対象となるサービスが追加されました。介護職員等処遇改善加算に関する基本的な考え方・事務処理手順等の参考資料は和歌山市ホームページに掲載しています。本通知と合わせて必ず確認の上、計画書の提出をお願いいたします。

## 1 処遇改善計画書の届出について

### (1) 提出期限

令和8年4・5月分を算定する事業者	<b>令和8年4月15日(水)</b> <u>同一法人内での令和8年6月分から処遇改善加算が新設されるサービス(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援</u> に係る処遇改善計画もあわせて提出
令和8年4・5月分は算定せず6月以降に新規算定する事業者	<b>令和8年6月15日(月)</b>

### (2) 提出書類

介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書(令和8年度)

※昨年度とは違う様式となっています。**令和8年度は、必ず以下の本市ホームページに掲載している様式を使用してください。**

「介護給付費算定に係る届出等様式集」(ページ番号:1003137)

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1003137.html>

(3) 提出方法

**電子申請・届出システム**

以下の URL にアクセスいただき、電子申請・届出システムにて提出してください。(G ビズ ID のアカウントが必要です)

【URL】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

- ・「申請届出メニュー」は、「6. 他法制度に基づく申請届出」を選択し提出してください。
- ・Excel のファイル名は法人名に変更してください。  
(例) 株式会社〇〇.xlsx

※**原則、電子申請・届出システムでの提出をお願いします。**G ビズ ID の取得に時間を要するなど、やむを得ない場合は郵送による提出も可能とします。特に 4 月の届出については、当該届出を含め多くの届出が集中する時期となりますので、**窓口混雑及び受付トラブルの回避のため来庁及び電子メールによる提出はご遠慮ください。**郵送の場合は、別紙様式 2-1・2-2・2-3 を印刷し、以下の送付先まで提出してください。

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市役所 指導監査課 介護事業所指定班 宛

## 2 計画書作成にあたっての留意事項

(2) 「介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」とする。）の計画書への記載について

訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護の事業所について、**総合事業（訪問型サービス（独自）・通所型サービス（独自））も加算算定する場合、基本情報入力シートに以下のとおりサービス名ごとに行を分けて記載し、1単位あたりの単価（地域単価）を手入力する必要があります。**

番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	サービスコード	一月あたり介護報酬総単位数[単位]	一月あたり処遇改善加算の加算単位数[単位]	一月あたり介護報酬総単位数(処遇改善加算を除く)[単位]	1単位あたりの単価(地域単価)[円]
			都道府県	市区町村							
1	1111111111	和歌山市	和歌山県	和歌山市	〇〇ホームヘルプ	訪問介護	11	1,000,000	250,000	750,000	10.42
2	1111111111	和歌山市	和歌山県	和歌山市	〇〇ホームヘルプ	訪問型サービス(独自)	A2	1,000,000	250,000	750,000	数値を削除して手入力
3	2222222222	和歌山市	和歌山県	和歌山市	△△デイサービスセンター	通所介護	15	1,000,000	250,000	750,000	10.27
4	2222222222	和歌山市	和歌山県	和歌山市	△△デイサービスセンター	通所型サービス(独自)	A6	1,000,000	250,000	750,000	数値を削除して手入力

指定権者が和歌山市の総合事業分を入力する場合、1単位あたりの単価（地域単価）については、セルに既に入力されている計算式を削除し、以下の地域単価を直接入力してください。

【和歌山市の地域単価】

- ・訪問型サービス（独自）→10.42
- ・通所型サービス（独自）→10.27

※本市以外の市町村の地域単価については各指定権者にお問い合わせください。

## 3 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書について

令和8年4月以降、新規加算算定や区分変更をする事業所は、提出が必要です。令和8年4・5月分の提出期限は令和8年4月15日（水）とします。

※加算の区分に変更がない場合は提出不要です。

※令和8年6月の介護報酬改定に伴い、加算の区分が変更となる事業所や加算が新設されるサービス（（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援）の届出書の提出については、新様式が国より発出され次第、別途通知いたします。

※当該加算以外の加算に係る届出の提出期限については、従来通りの期限となります。

#### 4 その他の留意事項

- ・介護職員等処遇改善加算を算定する事業所・施設の指定・許可を行っている全ての指定権者に提出する必要があります。必要な手続き等については、各指定権者に確認をお願いします。
- ・年度の移行に伴い加算を取り下げの場合は、速やかに介護給付費算定に係る体制等に関する届出を行ってください。
- ・計画書の提出に当たり、計画書中の「4 要件を満たすことの確認・証明」に記載している内容を確認するとともに、記載内容の根拠となる資料等（就業規則等）を適切に保管してください（5年間）。各指定権者から求めがあった場合には、速やかに提出してください。
- ・詳細については、和歌山市ホームページでご確認ください。
  - 介護職員等処遇改善加算等の内容について  
「介護職員等処遇改善加算等について」（ページ番号：1027655）  
<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1027655.html>
  - 提出書類に係る各種様式等について  
「介護給付費算定に係る届出等様式集」（ページ番号：1003137）  
<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1003137.html>

和歌山市 健康局 保険医療部 指導監査課 介護事業所指定班 電話 073-435-1319 FAX 073-435-1320
--